

# 中小事業者デルタ株 集中対策支援金

## 申請要領

令和3年 10 月 6 日

### 【問合せ先】

中小事業者デルタ株集中対策支援金事務局

(コールセンター) 083-902-0453

HP <https://yamaguchi-jigyouseizoku.com/>

山口県 支援金

検索



## 留意事項

- 1 不正受給は認められません。  
不正または虚偽による支援金の受給や、申請書等への虚偽の記載など、絶対に行わないでください。  
支援金の受給後、不正受給や虚偽申請等と認められる場合は、支援金の返還や、更に厳しい対応や処分を行うことがあります。
- 2 提出書類は返還しません。  
提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- 3 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- 4 宣誓・同意書の各種事項を確認し、署名又は記名の上、申請をお願いします。

本支援金は、多数の申請を想定しています。

**円滑な支援金の給付**を行う必要があるため、提出された書類や申請内容に**不備や記載漏れ等**がある場合、**原則、返送の上**、修正いただくこととしています。

**十分にご確認の上、ご提出願います。**

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス(デルタ株)の急激な拡大の影響により、売上が大きく減少している事業者には、事業の継続を支援する支援金を給付するもの

新型コロナウイルス(デルタ株)の急激な拡大の影響とは、外出機会の半減などにより、令和3年の年間事業収入見込額(給付金(持続化給付金・一時(月次)支援金等)及び補助金の額を含む)が、前年又は前々年(以下、「基準年」という)の年間事業収入より減少していることをいいます。

## 2 対象者

### (1) 要件

各要件を全て満たす者

- ① 県内に事業所を有する別紙1に掲げる中小企業者等であること  
(県外本社のある法人、県外に住所のある個人で県内に事業所を有する者を含む)
- ② 事業収入を得ており、今後も事業継続意思があること
- ③ 飲食店等への営業時間短縮要請(令和3年8月30日～令和3年9月26日)の対象事業者でないこと

#### 【飲食店等への営業時間短縮要請の概要】

《対象区域》県内全域

《対象期間》第1期：令和3年8月30日(月)～令和3年9月12日(日)

第2期：令和3年9月13日(月)～令和3年9月26日(日)

《対象店舗》食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店

※第1期は、令和3年8月29日(日)以前から、第2期は令和3年9月12日(日)以前から営業していること

※通常の営業終了時刻が20時を超えていること

＜対象外店舗の具体例＞

宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等

《要請内容》営業時間を5時から20時まで(酒類の提供は19時まで)に短縮

- ④ 令和3年8月又は9月に、新型コロナウイルス(デルタ株)の急激な拡大の影響により、基準年の同月(以下、「基準月」という)比で事業収入が30%以上減少した月(以下、「対象月」という)が存在すること
- ※ 県外本社の法人、県外に住所のある個人で県内に事業所を有する場合は、④に加えて、県内事業所において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、基準年の同月比で事業収入が30%以上減少した対象月が存在すること
- ⑤ 中小企業事業継続支援金受給者の場合は、2019年又は2020年の年間事業収入が、法人40万円以上、個人事業主20万円以上であること。
- ⑥ 令和3年の年間事業収入見込額が、基準年の年間事業収入より減少見込みであること

### 3 支援金額

法人 40万円 個人 20万円

※1事業者につき1回のみ申請可能(複数店舗・事業所ごとの申請は不可)

### 4 申請手続きの概要

- (1) 受付期間 令和3年10月12日(火)～12月17日(金)※消印有効
- (2) 必要書類 別紙2のとおり
- ※ 必要書類はHPからダウンロードできます
- (3) 受付方法 原則として郵送 ※簡易書留など追跡ができる方法
- (4) 申請先 「5 問合せ先(コールセンター)・提出先」のとおり

### 5 問合せ先(コールセンター)・提出先

#### (1) 問合わせ先(コールセンター)

問合せ先	電話番号	HP	受付時間
中小事業者デルタ株 集中対策支援金事務局	083-902-0453	<a href="https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/">https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/</a>	平日 9時～17時

## (2) 提出先

事務局又は、個人は住所地、法人は本店所在地の商工会・商工会議所となります。

宛先	住所
中小事業者デルタ株集中対策支援金 事務局 係	〒 753-8799 山口中央郵便局留

※中小企業事業継続支援金受給者の方は、原則として事務局への提出をお願いします。

【商工会・商工会議所一覧】

市町	商工会議所・商工会	郵便番号	住所	電話番号
下関市	下関商工会議所	750-8513	下関市南部町21-19	083-222-3333
	下関市商工会	759-6311	下関市豊浦町大字吉永1861-1	083-772-0625
宇部市	宇部商工会議所	755-8558	宇部市松山町1丁目16-18	0836-31-0251
	くすのき商工会	757-0216	宇部市船木442-11	0836-67-1352
山口市	山口商工会議所	753-0086	山口市中市町1-10	083-925-2300
	徳地商工会	747-0231	山口市徳地堀1817	0835-52-0026
	山口県央商工会	754-1277	山口市阿知須4233-31	0836-65-2129
萩市	萩商工会議所	758-0047	萩市東田町19-4	0838-25-3333
	萩阿武商工会	759-3112	萩市大字下田万1194-1	08387-2-0213
	萩・阿西商工会	758-0141	萩市川上4462-15	0838-54-5500
防府市	防府商工会議所	747-0037	防府市八王子2-8-9	0835-22-4352
下松市	下松商工会議所	744-0008	下松市新川2-1-38	0833-41-1070
岩国市	岩国商工会議所	740-8639	岩国市今津町1-18-1	0827-21-4201
	岩国西商工会	742-0417	岩国市周東町下久原1568-2	0827-84-0183
	やましろ商工会	740-0502	岩国市美川町四馬神1310-4	0827-76-0100
光市	光商工会議所	743-0063	光市島田4-14-15	0833-71-0650
	大和商工会	743-0103	光市大字岩田2488-30	0820-48-2705
長門市	長門商工会議所	759-4101	長門市東深川1321-1	0837-22-2266
	ながと大津商工会	759-3803	長門市三隅中1524-2	0837-43-0033
柳井市	柳井商工会議所	742-8645	柳井市中央2-15-1	0820-22-3731
	大島商工会	749-0101	柳井市神代4830	0820-45-2414
美祢市	美祢市商工会	759-2212	美祢市大嶺町東分320-3	0837-52-0434
周南市	徳山商工会議所	745-0037	周南市栄町2-15	0834-31-3000
	新南陽商工会議所	746-0017	周南市宮の前2-6-13	0834-63-3315
	熊毛町商工会	745-0663	周南市熊毛中央町3番7号	0833-91-0007
	鹿野町商工会	745-0302	周南市鹿野上2976	0834-68-2259
	都濃商工会	745-0122	周南市須々万本郷575-1	0834-88-0010
山陽小野田市	小野田商工会議所	756-0824	山陽小野田市中央2-3-1	0836-84-4111
	山陽商工会議所	757-0001	山陽小野田市鴨庄101-29	0836-73-2525
周防大島町	周防大島町商工会	742-2301	大島郡周防大島町久賀4485	0820-79-0300
和木町	和木町商工会	740-0061	玖珂郡和木町和木2-1-1	0827-53-2066
上関町	上関町商工会	742-1402	熊毛郡上関町長島480	0820-62-0177
田布施町	田布施町商工会	742-1511	熊毛郡田布施町下田布施814-1	0820-52-2983
平生町	平生町商工会	742-1102	熊毛郡平生町平生村178	0820-56-2245
阿武町	萩阿武商工会	759-3622	阿武郡阿武町大字奈古2593-3	08388-2-2105

※ 制度に関するお問い合わせは、原則、コールセンター（083-902-0453）へお願いします。

## 6 申請から支払まで

### (1) 申請から支払いまでの流れ

【申請者】 給付申請書兼請求書をダウンロード



【申請者】 給付申請書兼請求書を作成、添付書類を準備



【申請者】 給付申請書兼請求書、添付書類を郵送で提出



書 類 審 査



給 付 決 定



支 払 い

### (2) 備考

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、支援金の支払いにより給付に関する通知に代えることとします。

給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を発送します。

## 7 事業収入の比較方法

### (1) 事業収入

#### ① 個人事業主の場合

確定申告書Bの収入金額等における事業収入（「ア」欄と「イ」欄の合計額）をいいます。

※ 以下の金額を事業収入に含めることができます。

- ・新型コロナウイルス(デルタ株)の急激な拡大の影響が明確な場合に限り、確定申告書Bの収入金額等における不動産収入（「ウ」欄）がある場合にはその金額
- ・個人事業税を納付している場合で、その収入を確定申告書Bの収入金額等における雑所得に係る収入（「ク」欄）に計上している場合は、その金額

#### ② 法人の場合

法人事業概況説明書の「売上（収入）高」欄の金額をいいます。

※ 法人事業概況説明書がない場合には、決算書等における「事業収入」に相当する額

### (2) 月間事業収入の比較

基準月と対象月の事業収入を比較します。

※ 例年8月・9月に事業収入がない場合は比較対象となりません。

#### ① 基準月の事業収入

- ・個人事業主の場合

##### 【青色申告】

青色申告決算書における月別売上（収入）金額欄に記載された額

##### 【白色申告】

帳簿等月間事業収入が分かるものに記載された額

- ・法人の場合

法人事業概況説明書における「17月別の売上高の状況」の「売上（収入）金額」に記載された額



※ 法人事業概況説明書がない、又は、法人事業概況説明書の該当欄に記載がない場合には、帳簿等の月間事業収入がわかるものに記載された額

## ② 対象月の事業収入

帳簿等、月間事業収入がわかるものに記載された額

## (3) 年間事業収入の比較

デルタ株等による感染症拡大の影響を確認するため、基準年の年間事業収入と、令和3年の年間事業収入見込額を比較します。

※ 給付金（持続化給付金、一時（月次）給付金等）や補助金を含みます。個人事業主と法人では、事業年度が異なるため、以下のとおり比較します。

### ① 個人事業主の場合

確定申告書Bにおける年間事業収入（暦年）で比較します。

### ② 法人の場合

法人事業概況説明書における売上（収入）高の金額（法人事業概況説明書は千円単位なので、末尾に000円）とした額

※ 法人事業概況説明書がない場合には、決算書等における「事業収入」に相当する額

中小企業事業継続支援金受給者の方は、年間事業収入を比較済みであるため、本支援金の申請においては年間事業収入の比較は不要です。
----------------------------------------------------------------

## (4) 原因となったコロナの影響【コロナの影響により、何故減少となったか具体的に記載】

デルタ株等による感染症拡大の影響を確認するため、事業収入の減少理由を具体的に記載していただきます。

※ 事業収入減少の理由が、コロナによるものでない場合は、不給付となります。

## (5) 県外本社の法人、県外住所の個人事業主の場合

法人、個人事業主全体の事業収入の減少に加え、県内事業所における事業収入の減少が必要です。

※ 県外事業所のみ売上が減少しているだけでは給付対象となりません。

## 8 事業収入比較の特例

通常の方法に加え、以下に掲げる方法により、事業収入を比較することができます。

### (1) 事業承継を行った場合（個人）

#### ① 月間事業収入比較方法

前事業主の事業収入と現在の事業主の事業収入を比較することができます。

※ 前事業主同士の事業収入の比較や前事業主と現在の事業主の事業収入の合算で比較も可能。

#### ② 年間事業収入比較方法

前事業主の事業収入と現在の事業主の事業収入を比較することができます。

※ 前事業主同士の事業収入の比較や前事業主と現在の事業主の事業収入の合算で比較も可能。

#### ③ 追加の提出書類

開業届等、事業承継を確認できる書類をご提出ください。

### (2) 個人事業主から法人となった場合

#### ① 月間事業収入比較方法

人格を問わず、個人事業主の事業収入と、法人の売上高を比較することができます。

※ 個人事業主同士の事業収入の比較や個人事業主と法人の事業収入の合算で比較も可能。

#### ② 年間事業収入比較方法

人格を問わず、個人事業主の事業収入と、法人の売上高を比較することができます。

※ 個人事業主同士の事業収入の比較や個人事業主と法人の事業収入の合算で比較も可能。

### ③ 支援金額

基準月の事業収入	対象月の事業収入	支援金
法人	法人	40万円
個人	法人	40万円
個人+法人	法人	40万円
個人	個人+法人	40万円
個人	個人	20万円

## (3) 2020年12月までに新規創業・開業した場合

### ① 月間事業収入比較方法

ア 基準月途中に新規創業・開業した場合は、基準月の日平均額に、基準月の日数を乗じて得た額を、基準月の事業収入とすることができます。

イ 基準年の創業・開業日から12月31日までの日平均額に、対象月の日数を乗じて得た額を基準月の事業収入とすることができます。

### ② 年間事業収入比較方法

基準年の創業・開業日から12月31日までの日平均額に、基準年の日数を乗じて得た額を、基準年の年間事業収入とすることができます。

## (4) 月間事業収入が不明である場合（白色申告等）

### ① 月間事業収入比較方法

年間事業収入の月平均を、基準月の事業収入とすることができます。

※ 対象月の事業収入は、帳簿等事業収入が分かるものに記載された額となります。

## (5) 確定申告書の不動産収入（確定申告書Bのウ欄）がある場合（個人）

### ① 月間事業収入比較方法

基準月の事業収入と不動産収入の合計額と対象月の事業収入と不動産収入の合計額を比較することができます。

※ 基準月に不動産収入を加えた場合は、対象月にも不動産収入を加えてください。

### ② 年間事業収入比較方法

基準年の事業収入と不動産収入の合計額と令和3年の事業収入と不動産収入の見込の合計額を比較することができます。

※ 基準年に不動産収入を加えた場合は、令和3年の事業収入見込額にも不動産収入を加えてください。

(6) 県外から本店（法人）又は住所（個人事業主）を移転した場合

① 月間事業収入比較方法

県外の実業収入と県内の事業収入を比較することができます。

※ 県外と県内の事業収入の合算で比較も可能だが、県外同士での比較は不可

② 年間事業収入比較方法

県外の実業収入と県内の事業収入を比較することができます。

※ 県外と県内の事業収入の合算で比較も可能だが、県外同士での比較は不可

別紙1 中小企業者等とは、以下のすべてを満たす事業者をいいます。

1 次のいずれかの事業者であること。

事業者区分	資本金又は出資金及び常時使用する従業員数等
個人事業主	
会社(会社法上の会社(有限会社を含む。))及び士業法人)	資本金の額又は出資の総額が十億円以下
医業を主たる事業とする法人	又は 常時使用する従業員の数が二千人以下
歯科医業を主たる事業とする法人	
社会福祉法人	常時使用する従業員の数が二千人以下
特定非営利活動法人	
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(「工業組合」「商業組合」を含む。)、商工組合連合会(「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	-
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金又は出資の総額が五千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以下の法人 又は 常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者

<p>酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会</p>	<p>直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が資本金又は出資の総額が三億円以下の法人</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>常時三百人以下の従業員を使用する者</p>
<p>酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会</p>	<p>直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が資本金又は出資の総額が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の法人</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者</p>
<p>内航海運組合、内航海運組合連合会</p>	<p>直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が資本金又は出資金が三億円以下の法人</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの</p>
<p>技術研究組合</p>	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの</p>
<p>一般社団法人</p>	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業等経営強化法第2条第1項に掲げる中小企業者であること</p>

## 2 次に掲げる者でないこと

対象外事業者
国、法人税法別表第1に規定する公共法人
政治団体
宗教上の組織又は法人
風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」である事業者
暴力団対策法第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者

## 3 個人の場合で、基準年において、確定申告書第一表の「収入金額等」における「給与」・「雑」欄に記入された額より、「事業」欄に記載された額が多いこと

## 4 個人の場合で、次のいずれかの項目に該当する者であること

項目
作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）を有すること
雇用者、専従者、外注費があること
報酬の収入先が複数事業者からであること
個人事業税を納付していること

## 5 県税の滞納がないこと

別紙2 申請に必要な書類は、以下の書類をいいます。

(1) 中小企業事業継続支援金を受給している場合

【様式】(法人・個人共通)

必要書類	備考
1 中小事業者デルタ株集中対策支援金給付申請書兼請求書 (第1号様式の3)(A様式)	
2 宣誓・同意書(第1号様式の1)(A様式)	

【添付書類】(法人)

必要書類	備考
1 基準月の事業収入がわかるもの	法人事業概況説明書、帳簿等
2 対象月の月間事業収入がわかるもの	帳簿等
3 申請者本人名義の振込先口座の通帳 の写し	中小企業事業継続支援金の振込口座を変更 する場合 振込先銀行、振込先支店、口座番号、振込 先名義(フリガナ)が分かるもの (他人名義不可)
4 その他事務局が必要と認めた書類	



【添付書類】（個人）

必要書類	備考
1 基準月の事業収入が分かる書類	所得税青色申告決算書、帳簿等
2 対象月の月間事業収入がわかるもの	帳簿等
3 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<u>中小企業事業継続支援金の振込口座を変更する場合</u> 振込先銀行、振込先支店、口座番号、振込先名義（フリガナ）が分かるもの （他人名義不可）
4 本人確認書類の写し	<u>中小企業事業継続支援金と住所、氏名等が変更となった場合</u>
5 事業承継が確認できる書類	事業承継特例を適用する場合のみ
6 その他事務局が必要と認める書類	

(2) 中小企業事業継続支援金を受給してない場合

【様式】(法人・個人共通)

必要書類	備考
1 中小事業者デルタ株集中対策支援金給付申請書兼請求書(第1号様式の3)(B様式)	
2 宣誓・同意書(第1号様式の1)(B様式)	
3 収入申告書(第1号様式の2)(B様式)	
4 収入申告書(他県本店、在住者収入状況申告用)(第1号様式の2-1)(B様式)	県外本社の法人、県外に住所のある個人のみ

【添付書類】(法人)

必要書類	備考
1 確定申告書	(ABCいずれか)
A 収受日付印が押印されている2019、2020年分の確定申告書別表1の控えの写し(e-Taxの場合は受付日時が印字されているもの)	2019、2020年分両方必要
B Aのe-Taxの場合で、確定申告書別表1の控えに受付日時が印字されていない場合は、確定申告書別表1の控えの写しに加え、受信通知	
C A又はBを用意できない場合は、2019、2020年分の確定申告書別表1の控えの写し及び納税証明書(その2)	
2 基準年の事業収入がわかるもの	(ABいずれか)
A 基準年の法人事業概況説明書の控えの写し	年間事業収入：決算書等 月間事業収入：帳簿等
B Aがない場合、年間事業収入がわかるもの及び月間事業収入がわかるもの	
3 対象月の月間事業収入がわかるもの	帳簿等
4 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	振込先銀行、振込先支店、口座番号、振込先名義(フリガナ)が分かるもの(他人名義不可)
5 その他事務局が必要と認める書類	

【添付書類】(個人)

必要書類	備考
<p>1 確定申告書</p> <p>A 收受日付印が押印されている 2019、2020 年分の確定申告書第一表の控えの写し(e-Tax の場合は受付日時が印字)</p> <p>B Aで、e-Tax の場合で、確定申告書第一表の控えに受付日時が印字されていない場合は、確定申告書別第一表の控えの写しに加え、受信通知</p> <p>C A又はBを用意できない場合は、2019、2020 年分の確定申告書第一表の控えの写し及び納税証明書(その2)</p>	<p>(ABCいずれか)</p> <p>2019、2020 年分両方必要</p>
<p>2 基準月の事業収入が分かる書類</p>	<p>所得税青色申告決算書(青色申告者)、 収支内訳書かつ帳簿等(白色申告者)、 帳簿等</p>
<p>3 対象月の月間事業収入がわかるもの</p>	<p>帳簿等</p>
<p>4 個人事業税の納税通知書の写し又は納税証明書(事業税の納付すべき額が分かるもの) 【該当者のみ】</p>	<p>【該当者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 1 4に掲げる者</li> <li>・雑所得に係る収入により事業税を納付している者(納付している年分)</li> </ul>
<p>5 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p>	<p>振込先銀行、振込先支店、口座番号、 振込先名義(フリガナ)が分かるもの (他人名義不可)</p>
<p>6 本人確認書類(運転免許証等)の写し</p>	<p>マイナンバーカードの写しは個人番号を隠すこと。</p>
<p>7 事業承継が確認できる書類</p>	<p>事業承継特例を適用する場合のみ</p>
<p>8 その他事務局が必要と認める書類</p>	

※ 確定申告の義務がない、その他合理的な事由により確定申告書の提出ができないものと事務局が認める場合は、住民税の申告書類の控えの写し(收受日付印が押印されているもの又は住民税納税証明書の写しを添付)

## 【問合せ先】

中小事業者デルタ株集中対策支援金事務局

(コールセンター) 083-902-0453

HP <https://yamaguchi-jigyouseizoku.com/>

山口県 支援金

検索

